



都市近郊野菜産地等整備事業について（県単事業）

パイプハウス等の省力栽培施設の導入を積極的に進め、高品質農産物の生産基盤を確立するとともに、栽培作業の省力化・効率化を推進し、活力ある農業経営の確立と産地機能の強化を図ります。
ハウスの整備や改修、機械の導入等に係る費用の一部を予算の範囲内で補助金として交付します。

○補助内容

| 1. 活力ある園芸産地育成対策 | | |
|---|--------|--|
| 対策名 | 項目 | 内容 |
| 重点品目産地強化対策  (パイプハウス) | 事業実施主体 | 農業協同組合、営農集団、認定農業者(※1) 等 |
| | 主な採択基準 | ①産地の拡大や生産量の増大、生産の省力化など経営改善が図られること等 |
| | 対象経費 | 地域で重点的に振興する品目の産地強化を図るために必要な生産及び流通施設等の設備に要する経費 例) 鉄骨ハウス・パイプハウス、その他機械及び施設 |
| 施設長寿命化対策  (ダイバー補強) | 事業実施主体 | 農業協同組合、営農集団、認定農業者、認定新規就農者(※2) 等 |
| | 主な採択基準 | ①施設を整備することで、今後7年以上、営農が継続されると見込まれること ②改修・補修等は原則2回までとする |
| | 対象経費 | 法定耐用年数を超過したハウスや果樹棚、荒茶加工施設等の改修・補強等に要する経費 例) 鉄骨ハウス・パイプハウス、その他機械及び施設 |
| 省エネルギー化推進対策  (換気扇) | 事業実施主体 | 農業協同組合、営農集団、認定農業者 |
| | 主な採択基準 | ①受益面積がおおむね 30a 以上あること(※3) ②施設整備及び技術導入により、燃油使用量、又は燃油使用量の原油換算が 10%以上削減できる見込みであること ③省エネにつながる取り組み及び生産の安定・品質の向上が確実に行われること |
| | 対象経費 | 燃料の削減を図るなどの省エネルギー化を進めながら、生産の省力化や品質の向上を図り、活力ある園芸産地を確立するために必要な生産施設及び先進的省エネルギー技術の導入に要する経費 例) 被覆資材、自動換気装置、循環扇 等 |
| 暑さに負けない！園芸対策強化事業  (遮光ネット) | 事業実施主体 | 農業協同組合、営農集団、認定農業者 |
| | 主な採択基準 | ①事業実施の前年度に夏期の高温により、被害を受けた品目であること ②対象品目の収量が、目標年度において事業実施前年度の概ね 10%以上増加する込みがあること |
| | 対象経費 | 高温対策に必要な機械等の導入、施設の整備改修等に要する経費 例) ヒートポンプ、遮光ネット 等 |

2. 園芸農業 DX 推進事業

| 対策名 | 項目 | 内容 |
|---|--------|--|
| スマート農業機械設備等の導入支援  (ドローン) | 事業実施主体 | 農業協同組合、営農集団、認定農業者 |
| | 主な採択基準 | ①本事業で取得した機械等から得られるデータの県への提供に協力すること |
| | 対象経費 | 栽培管理用ドローン、総合環境制御システム、ロボット栽培管理機、自動選別データ管理装置 等 |

○全事業共通事項

| 項目 | 内容 |
|------|--|
| 採択基準 | ①受益戸数は3戸以上(※3)であること ②受益者は認定農業者又はこの事業を実施し3年以内に認定農業者になることが見込まれる者 ③対象品目は野菜、果樹、花きであること(※4) ④農業振興地域(※5)の農振地区域を主たる受益対象とすること |
| 事業費 | ①事業実施主体が認定農業者又は認定新規就農者の場合 上限:5,000万円 下限:50万円 ②事業実施主体が認定農業者又は認定新規就農者以外の場合 上限:15,000万円(※6) 下限:50万円 |
| 補助率 | 県:1/2以内または1/3以内 市:県補助残の1/2以内または1/4以内 |

- ※1 農業経営基盤強化促進法第12条第1項で市町村の認定を受けた者
- ※2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項で市町村の認定を受けた者
- ※3 事業実施主体が認定農業者または認定新規就農者の場合を除く
- ※4 重点品目産地強化対策は「茶、い草」、施設長寿命化対策は「茶」も対象とする
- ※5 農業振興地域の整備に関する法律第6条第2項により指定された地域
- ※6 営農集団における受益農家ごとの上限は5,000万円とする

詳しくは、下記の連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
 福岡市役所 農林水産局 総務農林部 農業振興・イノシシ等対策担当
 園芸・畜産担当
 〒 810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
 TEL 092-711-4852
 e-mail:n-shinko-inoshishi.AFFB@city.fukuoka.lg.jp